

瑞浪市まちづくり基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 まちづくりの基本原則（第4条）

第3章 まちづくりを担う主体

第1節 市民等

第1款 市民（第5条～第6条）

第2款 多様な担い手によるまちづくり（第7条～第10条）

第2節 議会（第11条）

第3節 行政

第1款 市長（第12条）

第2款 執行機関（第13条～第16条）

第3款 職員（第17条）

第4章 参加の仕組み（第18条～第19条）

第5章 実効性の確保（第20条～第21条）

附則

前文

私たちのまち瑞浪市は、岐阜県の南東部に位置し、北部には木曾川が、中心部には土岐川が流れ、市域の70%を山林が占めるなど、緑豊かな自然環境を有しており、古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治、経済、文化が流入して栄えた歴史あるまちです。このように、瑞浪市には豊かな自然や地域で守り伝えてきた歴史や文化に加え、これまでに推進してきた市街地整備等による優良な住環境、充実した教育環境など豊かな暮らしを営むための大きな魅力があります。

瑞浪市は、こうした魅力を活かしながら、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境を整え、快適な生活ができる地域社会を実現することで、市民一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りを持ち、幸せな暮らしを実感できるまちを目指します。

地方自治は日本国憲法で保障されていますが、その本旨は、市民が主体となって市民、議会及び行政の協働を不断で進めることにより達成するものであり、未来へ続く持続可能な瑞浪市の実現のため、ここに瑞浪市まちづくり基本条例を制

定めます。

【説明】

前文は、瑞浪市の地理的な状況、歴史、文化を踏まえ、この条例を制定するにあたっての基本的な理念や決意を明らかにし、この条例全般にわたる解釈、運用のよりどころとします。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げられたまちづくりの基本理念にのっとり、瑞浪市におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、並びに市民の権利及び責務並びに議会及び行政の責務等を定め、市民が主役のまちづくりを推進し、もって住みよいまちの実現に努めることを目的とします。

【説明】

ここでは、前文に掲げられたまちづくりの基本理念に沿って、この条例は何を定めているかを示しています。市民が主体となってまちづくりを行うためには市民・議会・行政の役割や責務を明確にする必要があります。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市の区域内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 自治会 町や丁目など、一定の区域に住む人たちによって主体的に構成される住民の自治組織をいいます。
- (3) まちづくり推進組織（以下「推進組織」という。） 市内の旧小学校区毎に設立され、各地域の課題解消や活性化のために活動する住民団体です。
- (4) 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (5) 行政 執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の総称をいいます。
- (6) まちづくり 住みやすいまちにするため、市民、議会及び行政が行動することをいいます。
- (7) 協働 市民同士又は市民、議会及び行政が対等な立場で共通の目的に向かい、連携協力してまちづくりを行うことをいいます。

【説明】

ここでは、この条例で用いられる用語うち、認識を共通にしておきたい重要

な用語を定義します。

第1号「市民」 市内に住所を有する「住民」と市内の企業等で働く人、市内の学校に通う人、市内で活動する人たち、その他市内の企業やNPOといった団体も「市民」として位置付けます。

第2号「自治会」 町、丁目、字など、地縁による一定の区域に住む人たちによって主体的に構成される住民の自治組織です。

第3号「まちづくり推進組織」 市内の旧小学校区毎の8地区に設立された次の組織をいいます。

- ①大湫町コミュニティ推進協議会
- ②陶町明日に向けて街づくり推進協議会
- ③明日の稲津を築くまちづくり推進協議会
- ④釜戸町まちづくり推進協議会
- ⑤日吉町まちづくり推進協議会
- ⑥明世地区まちづくり推進協議会
- ⑦瑞浪地区まちづくり推進協議会
- ⑧土岐地区まちづくり推進協議会

第4号「市」 地方自治法に定める基礎的な地方公共団体としての瑞浪市のことをいいます。

第5号「行政」 市の執行機関のことをいいます。市長の他、地方自治法で定められた執行機関として、教育委員会等上記に列挙した執行機関のことをいいます。

第6号「まちづくり」 私たちのまちを住みやすいまちにするために、各自が行動することです。

第7号「協働」 より良いまちを築くために市民同士、市民・議会・行政がお互いを尊重し合いながら対等な立場でそれぞれの役割を果たしながら、共に力を合わせることをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重します。

【説明】

この条例は、市の自治に関する基本的な事項を総合的に規定するものです。したがって、他の条例、規則等を制定・改廃する際は、この条例の趣旨を尊重し、この条例の内容と整合性を図らなければならないことを定めます。

第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 まちづくりの基本原則は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 市民主役の原則 市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。
- (2) 市民参加の原則 市民参加が保障されます。
- (3) 協働の原則 市民、議会及び行政の基本的な関係は、対話に基づく信頼を基調とした対等な立場での協働関係とします。
- (4) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。
- (5) 効率性の原則 まちづくりは効率的、効果的に行われます。

【説明】

ここでは、市民のまちづくりへの参加と協働に関する基本原則を定めます。

まちづくりの基本原則

第1号「市民主役の原則」 住みよいまちづくりのためには、市民一人ひとりが行動することが重要です。

第2号「市民参加の原則」 住みよいまちづくりのためには、市民が市政やまちづくりに積極的に参加できる環境を整えることが必要です。市は、市民参加が保障されるよう制度確保に努めます。

第3号「協働の原則」 住みよいまちづくりのためには、市民、議会、行政または市民同士がお互いの立場を尊重しながら対等な立場のもと協力してまちづくりを進める必要があります。

第4号「情報共有の原則」 市民が市政に参加し、協働のまちづくりを進めるためには、議会や行政の持っている情報を適切な時期に、正確に、かつわかりやすく提供することが必要です。市民も自分たちが持っている地域の情報を積極的に提供し、様々な活動が互いに有効に機能することに努める必要があります。市民、議会及び行政がそれぞれの情報を共有するという原則です。

第5号「効率性の原則」 まちづくりを担う人々が心がけることとして、限りある資源を有効活用し、事業が効率的に行われる必要があります。

第3章 まちづくりを担う主体

第1節 市民等

第1款 市民

(市民の権利)

- 第5条 市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。
- 2 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、議会及び行政に対しその保有する情報の公開を求めることができます。

【説明】

ここでは、市民が市政に参加する権利と市政に関する情報を得られる権利を保障します。市民が市政について理解し、判断する上で、議会や行政から情報を得られることが必要です。市民は、行政や議会から提供される情報をただ受け取るだけでなく、自ら積極的に市政に関する情報の提供を要求することもできます。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、互いに住みやすいまちの実現に努めます。
- 2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

【説明】

市民同士が様々なまちづくり活動についてお互いに理解を深め、認め合い、助け合いながら、みんなが住みやすいまちづくりに努めます。同時に、市民同士又は行政及び議会との間においてもお互いの活動を尊重し、発言と行動に責任を持ちます。

第2款 多様な担い手によるまちづくり

(推進組織)

- 第7条 市は、各地区で設立している推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。
- 2 推進組織は、自治会と連携して地域住民の意思を反映し、地域の活性化や地域特有の課題解消に向けて取り組みます。
- 3 推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。
- 4 推進組織は、地域住民が参加しやすいように活動を行います。
- 5 住民は、推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。
- 6 行政は、推進組織がその機能・役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。

【説明】

ここでは、まちづくり推進組織について、基本的な考え方を示しています。

第1項 まちづくり推進組織は、地域に起こった諸問題に対し、きめ細かな対応ができるなど、NPOや行政にはない特徴があります。市は、まちづくり推進組織をまちづくり活動の中心的な役割を果たす組織として位置付けます。

第2項 市内各地区での課題や特徴は地区毎に様々であり、地域住民の意思を反映した事業を行うことが求められています。そのため、まちづくり推進組織が行う事業は、自治会と連携して行う必要があります。

第3項 まちづくり推進組織は、その地区の住民が会員であることから、その運営ルールは、地域住民が納得できるよう明確である必要があります。

第4項 まちづくり推進組織が行う事業は、地域住民が参加しやすいものとします。

第5項 まちづくり推進組織は、前3項のとおり、地域住民の理解のもと、地域の課題解決や活性化のための事業を行います。まちづくり推進組織の会員である地域住民は、その役割等を十分に認識し、その事業に協力する必要があります。

第6項 行政は、まちづくり推進組織が活動しやすいように施策を講ずる必要があります。

(自治会)

第8条 自治会は、地縁による地域住民が主体的に構成する自治組織であり、古くから地域自治を担う重要な役割を果たしています。このため、市は、自治会を推進組織と同様に多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。

2 住民は、第6条第1項の目的を達成するため、自治会へ加入しなければなりません。

【説明】

自治会は、その地域の人たちによる、地域のことを最もよく知る自治の主体です。地域福祉、防災防犯等について、きめ細やかな対応をすることができ、よりよい地域を作り出していくためには、地域の人たちの助け合いと地道な活動がなければ成しえません。このことから、住民は、その地域の自治会に加入し、地域の自治活動に参加するべきであるという理念を決意として定めています。

(子ども)

第9条 子どもは、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

【説明】

子どもは地域の未来を担う大切な宝です。地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加し、意見を表明できる環境が望まれます。

(市民活動団体)

第10条 ボランティア団体、NPO等、自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。

【説明】

市民活動団体は、自らの力で活動を行うことを主眼に置きつつ、まちづくりに関する活動においては、行政から支援を受けることができる仕組みが必要です。

第2節 議会

(議会の役割と責務)

第11条

議会基本条例策定中につき、調整中。

【説明】

議会は、選挙によって市民の信託を受けている議員で構成されていることから、市民の声を市政に反映させることや市政の監視機能等が求められます。

第3節 行政

第1款 市長

(市長の役割と責務)

第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営します。

2 市長は、住みよいまちの実現のため、市民との協働の推進、健全な財政運営を図り、効果的・効率的で質の高い事業を行います。

【説明】

市長は、市民の信託を受けた者として、また市を代表する者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。それとともに、市民との協働を推進し住みよいまちの実現に努めます。

第2款 執行機関

(執行機関の役割と責務)

第13条 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に行政活動を実施します。

2 執行機関は、市民のニーズを的確に把握するとともに、常に市民の立場に立った行政活動を行います。

【説明】

第1項 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に事務を執行することを定めています。

第2項 執行機関は、市民のニーズを的確に把握し、市民の立場に立った行政活動を行うことを定めています。

(情報)

第14条 執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。

2 執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。

3 執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。

【説明】

市民が主役のまちづくりを進めるためには、市民が行政に関する情報をよく知る必要があります。執行機関は、必要な時に適切な情報を分かりやすく市民に提供できるよう努める必要があります。また、個人情報については、瑞浪市個人情報保護条例（平成12年条例第45号）に基づき、適正に管理します。

(総合計画等)

第15条 執行機関は、市が目指すべき将来像を示す基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。

2 執行機関は、基本構想、市の将来像を実現するための施策を示す基本計画及

びその他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。

【説明】

総合計画は、市政を総合的、計画的に運営するための将来像を示すものです。市の全ての事業は、総合計画に沿って行われるものであり、この重要な計画については、まちづくりの理念に基づき市民参加のもとで策定される必要があります。

(行政の組織)

第16条 執行機関は、行政の組織が市政の課題に的確に対応できるよう、柔軟に編成するものとします。

【説明】

市の執行機関は、どのような組織体制が市民にとって有益であるかということ念頭に、常にその組織の見直しを行うよう努めなければなりません。

第3款 職員

(職員の役割と責務)

第17条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、職務に必要な知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います。

【説明】

第1項 職員は、市民のために働くという心掛けを持って、公正かつ誠実に職務を行います。

第2項 職員は、職務に必要な知識や技術の向上に務め、質の高い市民サービスの提供を心掛けます。

第3項 職員としての責務を果たすだけでなく、同時に市民としても責務を果たすことが求められます。

第4章 参加の仕組み

(参加)

第18条 市は、市政に関する計画及び政策を策定する段階から市民の参加を促進します。

2 市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。

【説明】

ここでは、市民がまちづくりに参加する仕組みを定めています。

市民の市政参加については、第5条で「市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。」と定めています。議会や行政としても、様々なかたちで市民が市政に参加できるように配慮しなければなりません。市が作成する計画等についても、策定する段階から市民の意見を反映させるよう努めます。

(住民投票)

第19条 市は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を尊重するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

3 議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

【説明】

市の重要事項については、市民全体の意見を聴くことが大切であり、また市民においても、その意思を表す機会が必要です。住民投票の投票権を有する者の資格、請求に必要な一定割合をどうするかなど、制度の詳細については別に条例に定める必要があります。

住民投票の結果と市長や議会の判断のどちらが優先されるべきかは難しい問題だと思われませんが、住民の意思を最大限尊重してもらうことが必要です。

第5章 実効性の確保

(市民まちづくり会議の設置)

第20条 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置します。

2 市民まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

【説明】

ここでは、この条例の実効性の確保について定めています。条例制定後、この条例の趣旨や精神が関係者で共有され、実際の活動に活かされているか検証する機会が必要です。市民まちづくり会議では、市民、議会及び行政関係者が意見を交換し、お互いのまちづくりへの意識及び情報の共有を図ります。

(条例の見直し)

第21条 市長は、5年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、必要な場合は改正等の措置を講じます。

【説明】

社会情勢が目まぐるしく変化する中で、この条例がその時点において、本当に瑞浪市の実情にふさわしい条例であるか、定期的に点検する機会を設ける必要があります。5年という期間の意図については、10年 スパンの総合計画を中間時に見直すタイミングを採用しています。この条例の見直しに関しては、瑞浪市まちづくり条例審議会設置条例（平成25年条例第20号）に基づき、市長の諮問に応じ、審議会が必要な事項について調査及び審議するものとします。

附則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。